

仕 様 書

1 委託業務名

江戸川区介護人材採用力強化セミナー

2 事業の目的

介護サービス事業者が人材の採用や離職防止に関するノウハウを身に着けることにより、確実な新規人材確保及び職場への人材定着につなげることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結の翌日から令和4年3月31日まで。

4 業務内容

受託者（以下「乙」という。）は、当事業の目的・趣旨に合致したセミナーを下記のとおり実施すること。

受講対象者	区内介護事業者（経営者・人材採用担当者優先）
定員	企画提案事項とする。
開催時期	令和4年2月末までに2回開催とする。
実施時間	企画提案事項とする。但し、目安は各回6時間（個別相談会含む）
実施会場	企画提案事項とする。但し、利便性の良好な会場を選定すること。
セミナー内容	① 企画提案事項とする。但し、人材確保及び人材定着に有効な具体的な活用方法を必ず示さなければならない。 ② 第1回開催と第2回開催において別のテーマで実施すること。 ③ セミナー終了後、合わせて個別相談会を実施すること。
実施形式	企画提案事項とする。講義型、ワークショップ型等実施内容に適した形式を提案すること。
セミナー参加費	無料とし、セミナー参加事業者からの料金の徴収は行わない。

5 業務の詳細内容

(1) 準備業務

- ① 乙は、広く周知・広報を行い、区内事業者の参加を促すこと。
- ② 乙は、必要であれば調査等を行い、区内事業者が求めるセミナーを複数提案すること。
- ③ 乙は、セミナーの実施内容に応じた機能・規模を有する会場を確保し、借り上げ等を行うこと。
- ④ 乙は、参加の申込受付を行うこと。
- ⑤ 乙は、教材・アンケートの準備を行うこと。（実施1か月前に区（以下「甲」という。）に提出）

(2) 運営業務

乙は、講師、相談員、アシスタントなどのスタッフを適正に配置し、参加者の集約、当日の会場設営、受付、運営・司会進行等、事業実施に係る一切の業務を適切に実施すること。

(3) 成果調査・報告

乙は、セミナー及び個別相談会の成果の実態調査・分析を実施し、甲に報告を行うこと。

6 講師、相談員、アシスタントの選任

乙は、本事業の目的を十分理解し、達成できる講師、相談員及びアシスタントを選定すること。

7 業務計画・報告

- (1) 乙は、受託契約締結後に契約終了までの計画を作成し報告すること。
- (2) 乙は、委託業務の進捗状況を適宜甲に報告し調整を図ること。また、甲の求めに応じ適宜状況報告を行うこと。
- (3) 乙は、セミナーの開催及び参加者の募集について広く周知・広報を行い、人材確保又は人材定着について課題を抱える区内事業者の参加を促すこと。
- (4) 乙は、セミナー・個別相談会の教材・アンケートについて各セミナー開催日の1か月前までに甲に事前提出を行い、承諾を得ること。
- (5) 乙は、各セミナー及び個別相談会終了後完了届と実施報告書を提出すること。ただし、実施報告書の内容については、セミナーごとに甲と協議すること。
- (6) 乙は、各セミナー及び個別相談会終了後、成果の実態調査を行い、甲に報告すること。ただし実態調査の内容については甲と協議すること。

8 責務

- (1) 乙は、業務上知りえたことを第三者に開示・漏洩しないこと。なお、第三者には関係機関や団体も含む。また、本業務以外の目的に使用しないこと。本契約終了後もまた同様とする。
- (2) 乙の責任による個人情報または機密情報の漏洩が生じた場合、甲は受託者に対して適切な措置を取るよう求めることができる。
- (3) 乙は、本事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合、参加者のプライバシー保護等について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、「江戸川区個人情報保護条例（平成29年条例第4号）」（以下「保護条例」とする。）及び「個人情報保護に関する特約条項（様式1）」（以下「特約条項」とする。）に基づき、個人情報管理のための必要な措置を講じること。
- (4) 各セミナー・個別相談会実施中に災害・事故等緊急事態が発生した場合には、参加者の安全を図るよう適切な行動をとること。

9 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、乙が一切の責任を負い、甲に発生原因及び経過等を速やかに報告し、甲の指示に従うものとする。

10 支払方法

- (1) 甲は、業務の完了を確認後、乙から支払金の請求を受ける。
- (2) 甲は、乙から正当な請求を受けた日から30日以内に乙の指定する金融機関に請求金額を支払う。

11 その他

- (1) 乙は、受託業務を他へ委託することはできない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義ある事項については、甲と乙で十分な協議の上、両者誠意をもって対応し決定するものとする。
- (3) 本委託業務の成果物に関わる著作権は甲乙協議のうえ決定する。ただし、甲は成果物を自由に広報・PR等で使用できるものとする。
- (4) 業務内容を評価し、一定の評価を得られた場合、契約年度を含めて概ね5か年程度随意契約を行うことがある。ただし、契約を保証するものではない。